- 第1条 富山県吹奏楽コンクールは、富山県学校吹奏楽連盟に加盟する団体(1団体1部門)が参加して実施する。
- 第2条 実施会場は、その年毎に富山県学校吹奏楽連盟理事会でこれを定める。
- **第3条** 理事会は毎年3月末までに、その年の富山県吹奏楽コンクールの実施場所など必要事項を決定する。

実施部門および参加人員

- 第4条 実施部門は次のとおりとし、参加団体は該当する部門に参加するものとする。
 - (1) 小学生部門
- (2) 中学校 A 部門
- (3) 中学校 B 部門
- (4) 高等学校A部門

- (5) 高等学校 B 部門
- (6) 大学部門
- (7) 職場・一般部門
- 第5条 各部門の参加人員は次のとおりとする。ただし、指揮者はこの人数に含まれない。
 - (1) 小学生部門 制限なし
 - (2) 中学校 A 部門 5 0 名以内
- (3) 中学校 B 部門 3 0 名以内
- (4) 高等学校A部門 55名以内
- (5) 高等学校 B 部門 3 0 名以内
- (6) 大 学 部 門 55名以内
- (7) 職場・一般部門 65名以内

┛ 資格

- 第6条 各部門の参加資格は次のとおりとする。
 - (1) 小学生部門

構成メンバーは同一小学校に在籍、または校内外で活動する単独校・複数校混合の団体に在籍 している小学生とする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。

- (2) 中学校部門(中学校A部門、中学校B部門)
 - 構成メンバーは同一中学校に在籍している生徒とする。(**同一経営の学園および義務教育学校内 小学校児童の参加は認める。**)
- (3) 高等学校部門(高等学校A部門、高等学校B部門)

構成メンバーは同一高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童、中学校生徒の参加は認める。)ただし、高等学校の統廃合に関わる場合は、統廃合該当校における合同での出場を認める。合同で出場する場合の団体名は、新しい学校名で出場するものとする。

(4) 大学部門

構成メンバーは同一大学に在籍している学生とする。

(5) 職場・一般部門

団体構成メンバーは、**原則富山県内に居住、もしくは勤務する者とし**、次の7条に該当しない限り自由とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。職場とは原則として同一経営の会社、工場、事務所、官庁など、経営者または組合などの許可を得て設立されている団体であって、構成メンバーはその勤務先に常時勤務している者とする。

- **第7条** 同一奏者が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。課題曲・自由曲は同一メンバーが演奏しなければならない。ただし、楽器の持ち替えは認める。
- 第8条 指揮者の資格については制限しないが、課題曲・自由曲ともに同一人が指揮しなければならない。
- 第9条 参加団体の資格に疑義のあるときは、出場を停止または入賞を取り消すことがある。

課題曲・自由曲および演奏時間

- 第10条 課題曲はスコアに指定された編成を尊重すること。自由曲の編成は木管楽器・金管楽器・打楽器 (擬音楽器を含む)とする。ただし、コントラバス・ピアノ・チェレスタ・ハープ、曲中のスキャット(声)は認める(歌詞は不可)。
- 第11条 中学校A部門、高等学校A部門、大学部門、職場・一般部門は、課題曲と自由曲を演奏し、その演奏時間は12分以内とする。演奏時間とは、課題曲の演奏開始から自由曲の演奏終了までの時間をいう。また、小学生部門、中学校B部門、高等学校B部門は自由曲のみを演奏し、その演奏時間は7分以内とする。
- 第12条 演奏時間が超過した場合は失格とする。
- 第13条 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けずにコンクールに出場することは認めない。
 - (注)(1) 作曲者の死後およそ70年を経ていない大半の作品には著作権が存在する。
 - (2) 編曲の管理は、日本音楽著作権協会ではなく著作権者(作曲者またはその楽譜の出版社)が行っている。
- 第14条 出演順は団体代表者により抽選で決める。
- 第15条 審査員は常任理事会で選出し、これを会長が委嘱する。審査員の数は原則として5名とする。
- 第16条 表彰は各部門ごとに金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

- 県代表

第17条 北陸吹奏楽コンクールに本県より推薦する団体数は、北陸吹奏楽連盟の定めるところによる。

- その他

- 第18条 その他開催上の細目については実行委員会が定める。
- 第19条 この規定は本連盟の理事会の議決により改定することができる。

富山県吹奏楽コンクール審査規定

富山県学校吹奏楽連盟

- **第1条** この規定は富山県吹奏楽コンクール実施規定に基づき、審査および判定について定めるものである。
- **第2条** 審査員は課題曲 1 0 0 点、自由曲 1 0 0 点とし、合計 2 0 0 点満点で評価する。ただし、自由 曲のみの部門は、自由曲を 1 0 0 点満点で評価する。
- 第3条 審査結果の判定は、理事長、副理事長、代表理事、事務局長からなる判定委員会が行う。
- **第4条** 判定委員会は審査員の評価に基づき各部門ごとに金賞・銀賞・銅賞の3段階のグループ分けを行う。
- 第5条 第4条による結果は審査員の了承を得る。
- 第6条 審査講評は出演団体に渡す。
- **第7条** この規定は理事会の議決により改定することができる。

平成 4年 6月10日 実施

平成 9年 6月 6日 改定/平成10年 4月18日 改定/平成15年 4月24日 改定 平成18年 5月20日 改定/平成19年 4月12日 改定/平成21年 5月23日 改定

平成27年 5月14日 改定/令和 3年 3月25日 改定